

【離婚の親権について】

Q. 監護権と親権の違いは？

離婚の協議をしている最中です。子供の親権について、監護権は母（私）が、親権は父が持つことを父の側は望んでいます。私としてはずっと一緒に暮らせればいいのですが、父の側に親権を取られてしまうと問題はありますか？

A. 子供の財産上の権利を行使する時など、通常の養育・監護以外の場面で、親権者の同意を得る必要があります。

1. 親権の内容は、大きく(1)身上監護権と(2)財産管理権に分けられます。

(1)は、未成年の子供が一人前になるように育て、教育し、しつけを行う権利・義務で、(2)は、子供の固有名義の財産を管理したり、子供に代わって契約などの法律行為を行ったりする権利・義務です。

離婚するに当たっては、必ず親権者を定めなければなりません。特に定めのない限り、父母のうち、親権者と定められた者が(1)と(2)の両方を行使することになりますが、父母の一方を親権者、他方を監護権者に定めるという合意をする場合があります、その場合には、実際に子供を引き取って養育・監護を行うのは監護権者で、親権者は監護権を有しないこととなりますから、親権者だからといって子供を勝手に連れ去ることはできません。

2. 親権と監護権とを分属させた場合の問題点としては、通常の養育・監護以外の場面で、親権者の同意を得る必要があることが挙げられます。

例えば、子の氏の変更許可を申し立てたり、再婚した時に再婚相手と養子縁組を結ぶ場合など、子供の身分上の行為について、親権者の同意を得なければならない場合があります。また、財産については親権者が法定代理人となりますので、子供名義の財産は親権者が事実上管理することとなります。

3. 親権者の定めについては、未成年の子がいる場合には離婚届に必ず記載しますが、監護者の定めについては、離婚届には記載されません。ですから、協議離婚の場合には必ず監護者についての合意内容を離婚協議書等の書面にしておかなければなりません。公正証書にしておく、より確実です。

4. 離婚後、監護権者は父母の協議によって変更することができますが、親権者の変更は、必ず家庭裁判所の調停・審判によって行う必要があります。ですから、親権者を定めるときは、よく考えた上で慎重に決めなければなりません。

また、子供が15歳になると、子供自身の意思が大きく考慮されます。将来、お子様

が父親と住みたいと希望した場合には、その意思にしたがって、親権者・監護権者の変更がされることもあり得ます。

5. なお、上記回答は、限られた情報に基づく回答ですので、頂いたメールに現われていない事情を考慮した場合には、回答の内容も変わることがございますので、この点ご了承ください。